

豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき豊田市が保有する要介護認定及び要支援認定の審査に関する資料（以下「認定審査資料」という。）を被保険者本人、法定代理人その他関係者に提供することについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定審査資料の提供目的）

第2条 認定審査資料の提供は、要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者の介護サービス計画等の作成等、介護保険事業を適切に運営することを目的とする。

2 前項に規定する「介護サービス計画等の作成等」とは次の各号に掲げるものとする。

- （1）居宅サービス計画の作成
- （2）介護予防サービス計画の作成
- （3）施設サービス計画の作成
- （4）（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成
- （5）（介護予防）地域密着型特定施設サービス計画の作成
- （6）地域密着型施設サービス計画の作成
- （7）（地域密着型）介護老人福祉施設の入所の判定
- （8）介護予防ケアマネジメントのケアプランの作成
- （9）その他第1号から第8号に類するもの

（提供対象資料の範囲及び定義）

第3条 認定審査資料の提供は、次の各号に掲げる資料で豊田市が保有するものとする。

（1）認定情報

認定ソフトにおいてデータ処理することにより得た帳票で、二次判定後の認定結果の分かるものをいう。

（2）認定調査票（特記事項）

基本調査項目（群）の分類ごとに具体的な内容が記されたものをいう。

（3）主治医意見書

認定申請書に記載された主治医に対して、豊田市が作成を依頼した意見書をいう。

（提供の申請ができる者）

第4条 次に掲げる者は豊田市に対し認定審査資料の提供申請を行うことができる。

- （1）被保険者
- （2）被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人
- （3）被保険者から情報提供申請に関する委任を受けた代理人（任意代理人）
- （4）被保険者と契約等をしている居宅サービス事業者等（別表1に定める事業者）

（提供を行う場所）

第5条 認定審査資料の提供の手続きは、介護保険課で行うものとする。

（申請の手続き）

第6条 第4条各号に規定する提供の申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書を提出しなければならない。

（1）申請者が第4条第1号から第3号に規定する者である場合

介護保険認定審査資料情報提供申請書（被保険者等申請用）（様式第1号）

（2）申請者が第4条第4号に規定する者である場合

介護保険認定審査資料情報提供申請書（支援事業者等申請書）（様式第2号）

2 申請者が第4条第4号に規定する者である場合にあっては、被保険者との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類（以下「契約関係書類」という。）を提出しなければならない。ただし、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書又は介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書が事前（第4項の申請にあっては認定審査資料の提供まで）に提出されている場合は省略することができる。

3 申請者が第4条第4号に規定する者である場合にあっては、被保険者が介護保険要介護認定・要支援認定申請書の同意欄において、事業者に対し第3条に規定する資料を提供することに同意している場合を除き、介護保険認定審査資料の情報提供に係る同意書（様式第3号）を提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者が第4条第4号に規定するものである場合にあっては、申請者は、あいち電子申請・届出システムにより申請することができる。

（申請者の確認）

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めることにより申請者の確認を行うものとする。

（1）被保険者による申請の場合

ア 本人であることを証明する書類（以下「本人確認書類」という。）

（2）法定代理人による申請の場合

ア 本人確認書類

イ 被保険者が成年被後見人であること及び申請者が当該被保険者の成年後見人であることを示す次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（ア）登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による。）

（イ）家庭裁判所の証明書

（ウ）その他、法定代理関係を確認し得る書類

（3）代理人（任意代理人）による申請の場合

ア 本人確認書類

イ 委任者の氏名、住所、連絡先、委任の内容、受任者の氏名、住所、委任の日が記載された任意代理人の資格を証明する委任状

ウ 委任者の本人確認書類の写し

（4）居宅サービス事業者等による申請の場合

ア 本人確認書類

イ 居宅サービス事業者等に勤務する従業員であることを証する書類

- 2 前項第3号に規定する委任状は、介護保険認定審査資料情報提供申請書（被保険者等申請用）（様式第1号）の委任欄に記載がある場合は省略することができる。

（申請書の受理）

第8条 市長は、前条の規定による申請者の確認及び申請書の記載事項等を審査し、適当と認めるときは、申請書を受理する。

（認定審査資料の提供）

第9条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る認定審査資料の写しの提供を行うものとする。

- 2 前項の規定による認定審査資料の提供は、同一の申出者につき1部に限るものとする。
- 3 第1項に規定する認定審査資料の提供は、被保険者の要介護・要支援認定申請に係る認定審査会の審査判定が終了するまでは、同項の規定にかかわらず行わないものとする。
- 4 認定審査資料の写しの提供は、郵送によることもできるものとする。
- 5 主治医意見書の提供に当たっては、当該主治医意見書を作成した医師の同意を得ている場合に限り提供する。

（認定審査資料の提供の制限）

第10条 第6条の規定による申請が次の各号に該当すると認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、認定審査資料の提供を行ってはならない。

- （1）第2条に規定する目的以外の目的に認定審査資料を使用すると認められるとき。
- （2）認定審査資料の交付を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

（認定審査資料の提供を受けた者の遵守事項）

第11条 この要綱の規定により認定審査資料の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）提供を受けた認定審査資料は、申し出た目的以外の目的に利用しないこと。
- （2）提供を受けた認定審査資料は、申し出た目的以外の目的で複写又は複製しないこと。
また、サービス担当者会議で他の介護サービスを提供する事業者の従業員に情報提供するため認定審査資料を複写した場合は、会議終了後、責任を持って回収し、廃棄すること。
- （3）提供を受けた認定審査資料の写しは厳重に管理し、紛失又は破損しないように適正に管理し、第三者に対して当該資料から知り得た情報を漏らすことのないようにすること。
- （4）被保険者との介護サービスの提供に係る契約期間が終了した場合又は提供を受けた認定審査資料の写しを所持する必要がなくなった場合、当該認定審査資料の写し（複写し又は複製したものを含む。）は責任を持って速やかに廃棄すること。
- （5）情報提供を受けた居宅サービス事業者等は、所属する介護支援専門員等の従業員又は所属していた介護支援専門員等の従業員が前4号を遵守するよう必要な措置を講じる

こと。

(6) 情報提供を受けた認定審査資料の写しの提示、提出又は返還を豊田市から求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第12条 この要綱の規定により認定審査資料の提供を受けた者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第10条第1項の規定にかかわらず、認定審査資料の提供を行わないことができる。

(費用負担)

第13条 申請により認定審査資料の写しの提供を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で実施機関の定める額を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(費用負担の特例)

2 第13条に規定する費用負担は、当面の間、認定審査資料の写しの交付に係る費用は、無料とする。また、送付に関する費用は、郵送料相当分の郵便切手とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和２年２月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和８年２月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和８年５月１８日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市介護保険要介護認定審査資料の情報提供に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 1 （第 4 条関係）

居宅サービス事業者等
居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
地域包括支援センター
特定施設入居者生活介護事業者
小規模多機能型居宅介護事業者
認知症対応型共同生活介護事業者
地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者
看護小規模多機能型居宅介護事業者
介護予防特定施設入居者生活介護事業者
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院